

広報 皐ヶ丘



2023
8 月号

《 笑顔があふれ いつまでも住み続けたい街 皐ヶ丘 》

令和5年8月号
発行・皐ヶ丘自治会
皐ヶ丘3丁目142番地
電話/fax 64-2834
stkjichi@ma.ctl.ne.jp

盛況だった春のスポーツ大会！

6月18日（日）4年ぶりに春のスポーツ大会が開催されました。

当日は天候にも恵まれ気持ちの良い汗をかくことができました。ウォーキングや軽スポーツに、みなさん楽しく参加されていました。「チェックポイントでは、楽しそうにスタンプをもらう親子の姿があってよかった。」「ボランティアの小学生、中学生が『おはようございます。』『がんばってください！』と声掛けしていて、疲れが取れました。」といったお話をいただきました。参加者は、ボランティアを含めて約650名でした。多くのおみなさまにご参加いただき、ありがとうございました！

10月には秋のスポーツ大会を予定しております。今回参加されなかった方も、ぜひご参加ください。お待ちしております。

ウォーキングのゴール地点 桜ヶ丘小学校



各チェックポイントでの通過人数集計結果

チェックポイント	人数
桜ヶ丘1丁目(三角公園)	64
桜ヶ丘2丁目(公園)	102
桜ヶ丘3丁目(地藏公園頂上)	100
桜ヶ丘5丁目(公園)	375
桜ヶ丘6丁目(巽ヶ洞公園) 必須P	454
桜ヶ丘6丁目(桜ヶ丘西公園)	372
皐ヶ丘1丁目(公園)	81
皐ヶ丘2丁目(公園)	174
東可児中学校(校門)	398
桜ヶ丘地区センター 必須P	462
皐ヶ丘7丁目(公園)	170
皐ヶ丘8丁目(公園)	90
皐ヶ丘9丁目(公園)	137

【集積場のゴミ持ち去りの対策】

住民の方より「ゴミ集積場から粗大ゴミや資源ゴミを持って行く人がいるが、自治会として、どのような対応をするのか。」との問い合わせがありました。

市役所の説明

市役所によりますと、「リサイクル可能資源の持ち去りは、可児市の条例第11条に違反するので、持ち去り行為を目撃した場合は、車のナンバーや車種、目撃場所等を環境課または可児警察署にご連絡ください。」とのことでした。

可児市の条例

可児市の条例は、「集積場に排出された『リサイクル可能資源』は可児市の所有物であり、指定業者以外は収集・運搬をしてはならない。条例違反者には禁止命令を出し、禁止命令に従わなければ、20万円以下の罰金を課し、法人名・氏名を公表する。」となっています。

条例違反の持ち去りを許すと、集積場でゴミ袋が破かれて中のゴミを散乱させる、袋ごと持ち去って不要物を不法投棄するといった事態を招くことになります。

自治会としての対応

自治会としても、ゴミの持ち去り防止に協力することに致しました。そこで、住民のみなさまには、持ち去り車両に関する情報の収集の提供にご協力をお願いしたいと考えております。集積場からのゴミ持ち去りを目撃された場合は、車両のナンバー、車両のタイプ（ワンボックスカー、軽トラック等）、車両の色等を集会場の事務局へお知らせください。

但し、目撃した際の注意点として、持ち去る人物や車両を「**スマホ等で撮影**」すること、持ち去る人物に「**声を掛けて注意**」することは、**絶対にお控えください**。危害を加えられる恐れがあります。

また、車両ナンバーなどは正確でなくても（4桁のうちの3桁だけでも）構いません。1つ1つが断片的な情報であっても、それらを集めることによって、車両を特定することが可能です。（自治会事務局 TEL：0574-64-2834）

また、自治会では、下記の看板を集積場に設置することも予定しております。

